

あおぞら会会則

(名称)

第1条 本会は、あおぞら会という。

(組織)

第2条 本会は、瑞穂市内に在住し、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者とその家族によって組織する。

(本部)

第3条 本会の本部は、会長宅に置く。

(目的)

第4条 本会は、多様な機関や組織が行う福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して提供されるよう組織の総意でもって提言又は発信し、利用者の尊厳を保持し、自立した生活を地域社会で営むことを希求し、実現することを目的とする。

(活動)

第5条 本会は、前条に規定する目的を実現及び推進するため次の活動を行う。

- (1) 知的障害者及び精神障害者とその家族が相互に協力し、望ましい福祉サービスの研究並びに他の組織への提言と発信を行う。
- (2) 知的障害者及び精神障害者とその家族が相互に協力し、親睦を図るとともに情報交換を行う。

(役員会)

第6条 本会には役員会を置く。

- 2 役員会は会の運営を執行する機関とする。
- 3 役員会を構成する役員は総会で選出する。ただし、設立総会時の役員は、発起人がその任に当たる。

第7条 役員会は、次の役員で構成し、役員は役員会で互選する。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 幹事 10人以内
- (4) 会計 1人
- (5) 監査 1人

役員会の決定により、顧問を置くことができる。顧問は役員会に出席し意見を述べることができる。

(役職の任務)

第8条 本会の各役職の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長 本会を代表し、総会、役員会等を招集する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

- (3) 幹事 会の運営のための各種役割を負う。
- (4) 会計 本会の会計を処理する。
- (5) 監査 会計を監査する。
- (6) 顧問 役員会で意見を述べるができる。ただし議決権は有しない。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中で役員をやめた場合は役員会で補充を決定する。補充された役員任期は前任者の残期間とする。

(総会)

第10条 総会は、毎年1回行うものとする。ただし、会長が必要と認めるとき又は会員の3分の1以上の要求があったとき、臨時総会を招集することができる。

2 総会は次の事項を報告又は議決する。

- (1) 年間活動の報告（会計報告含む）に関する事。
- (2) 次年度の活動計画に関する事。
- (3) 会則の改正に関する事。
- (4) 役員改選に関する事。
- (5) その他役員会が総会の決議を必要と認めた事。

(会費)

第11条 会員の年会費は、500円とする。

(経費)

第12条 本会の運営経費は、会員及び賛助会員から徴収した会費と、各種補助金、寄付金をもって充てる。

(賛助会員)

第13条 本会の趣旨ならびに目的に賛同し、活動を支援し、かつ参加しようとするものは賛助会員となることができる。個人の賛助会員の年会費は一口1,000円以上、法人の賛助会員は五口5,000円以上とし、入会時に口数を申告する。

(雑則)

第14条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、役員会の議決を得て会長が定める。

附 則

この会則は、平成24年9月3日から施行する。

平成25年3月4日第13条を追加し、旧第13条を第14条にし、改訂する。

令和5年3月27日第7条、第8条に顧問について追加し、改訂する。